

安来市小型除雪機購入費支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、冬季の安全で安心な生活を確保するため、住民自らが行う除雪に必要な小型除雪機の購入費に対し、小型除雪機購入費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象事業費)

第2条 補助対象となる事業費は、市内の販売店から購入し、家庭用の除雪に使用する新品の小型除雪機（乗用のものを除く。）の購入費とする。

(補助対象者、補助率及び補助上限額)

第3条 補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助対象者	補助率	補助上限額
1 市内に住所を有する個人 (以下「個人」という。)	購入費の2分の1以内	10万円
2 複数の個人(同一世帯の者を除く)による共同利用	購入費の2分の1以内	共同利用者数に10万円を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。
3 自治会(安来市自治会振興に関する規則(平成21年安来市規則第2号)に定める自治会をいう。以下同じ。)	購入費の3分の2以内	構成世帯数に10万円を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。
4 複数の自治会で構成される自主防災組織(安来市自主防災組織認定要綱(平成23年安来市告示第31号)に定める自主防災組織をいう。)	購入費の3分の2以内	構成自治会数に50万円を乗じて得た額とする。
5 市内に設置された生活支援協議体	購入費の3分の2以内	除雪範囲に含まれる自治会数に50万円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、過去にこの告示による補助金の交付を受けたもの（同一世帯の者が交付を受けた場合を含む。）は、補助金交付の対象としない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、小型除雪機購入費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 共同利用者が申請する場合は、共同利用者全員の同意書（様式第1号の2）を前項の申請書類に添えて市長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第5条 交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、小型除雪機購入費支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（1）購入する小型除雪機を変更するとき。

（2）補助金額が増額又は2割以上の減額となるとき。

（3）その他補助対象事業について重要な変更をするとき。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに小型除雪機購入費支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、小型除雪機購入費支援事業補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

（譲渡等の禁止）

第8条 補助金により取得した小型除雪機は、当該小型除雪機を取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはな

らない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この告示に違反したとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に、この告示の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月16日告示第198号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則 (令和4年3月10日告示第41号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第80号)

この告示は、令和6年3月29日から施行する。

年 月 日

安来市長 様

代表者 住所

氏名

（記名押印又は署名）

連絡先 TEL:

団体名

小型除雪機購入費支援事業補助金交付申請書

小型除雪機購入費支援事業補助金の交付を受けたいので、安来市小型除雪機購入費支援事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 申請者又は申請団体

①個人 ②複数の個人（ 人） ③自治会（ 世帯）

④自主防災組織（ 自治会）

⑤生活支援協議体（ 自治会）

2 対象事業費詳細

品名：

対象事業費： 円（税込）

3 補助金交付申請額

金 円（補助率 ）

4 関係書類

（1）見積書

（2）カタログ

（3）除雪箇所位置図

（4）除雪機保管場所位置図

（5）構成員名簿（複数の構成員がいる場合は必ず添付すること）

（6）債権者登録依頼書（口座登録済みの場合は不要）

様式第1号の2（第4条関係）

同意書

私は、申請者_____と同一自治会又は隣接する自治会に住所を有しており、共同で小型除雪機を利用するため、小型除雪機購入費支援事業補助金の共同利用申請を行うことに同意します。

年 月 日

住所：_____

氏名：_____

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

安来市長 様

代表者 住所
氏名
連絡先 TEL:
団体名

小型除雪機購入費支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により交付の決定を受けた事業
について変更したいので、安来市小型除雪機購入費支援事業補助金交付要綱第5条
の規定により補助金等を変更されるよう申請します。

1 変更内容

2 変更の理由

3 補助対象経費及び補助額

変更前：補助対象経費 円、補助額 円

変更後：補助対象経費 円、補助額 円

年 月 日

安来市長 様

代表者 住所

氏名

連絡先 TEL:

団体名

小型除雪機購入費支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付の決定を受けた事業を実施したので、安来市小型除雪機購入費支援事業補助金交付要綱第5条の規定により報告します。

記

1 事業実施内容

品名：

納品日： 年 月 日

対象事業費： 円（税込）

2 補助金額

金 円（対象事業費 円×補助率 ）

3 小型除雪機の管理状況

小型除雪機の 管理者	住所	氏名
小型除雪機の 保管場所	住所及び施設名	

4 関係書類

- （1）納品書、請求書及び領収書の写し
- （2）購入した除雪機の写真 ※機体の全形及び型番がわかるもの
- （3）申請時点から変更がある場合、変更内容がわかるもの

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

安来市長 様

代表者 住所

氏名

（記名押印又は署名）

団体名

小型除雪機購入費支援事業補助金交付請求書

下記のとおり、補助金を精算（概算）払によって交付されたく、安来市小型除雪機購入費支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額 円（概算払のとき）

補助金確定額 円（精算払のとき）

既受領額 円

今回請求額 円

（根拠）補助金交付決定通知（概算払のとき）

年 月 日付け指令 第 号

補助金交付決定変更通知（概算払で変更申請を行ったとき）

年 月 日付け指令 第 号

補助金交付確定通知（精算払のとき）

年 月 日付け指令 第 号